

参考（改正後の通知全文）

社 援 発 第 1005013 号
平成 17 年 10 月 5 日

第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正
第五次改正、第六次改正
第七次改正、第八次改正
第九次改正、第十次改正
第十一次改正
省 略

第十二次改正
社 援 発 0709 第 26 号
令 和 3 年 7 月 9 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費
及び仮設施設整備工事費の取扱いについて

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金実施要綱」を定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

別紙

社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金実施要綱

1 趣 旨

この補助金は、老朽化等に伴う社会福祉施設等の改築等に際して必要となる既存施設の解体撤去工事及び改築工事期間に代替施設を必要とする場合の仮設施設整備工事に要する経費を補助することにより、社会福祉施設等の円滑な改築整備を行い、利用者の処遇の向上を図るものである。

2 解体撤去工事費

(1) 対象施設

対象となる施設は、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以「交付要綱」という。）による社会福祉施設等のうち、改築等を行う施設とする。

(2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の第2の3の表の整備区分欄に掲げる増改築、改築又は老朽民間社会福祉施設整備に伴い、既存施設の一部又は全部を解体し撤去する事業とする。

(3) 基準額の算定

① ②に掲げる施設以外の施設

ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合

(ア) 別表1-1又は別表1-2に掲げる定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項第4号に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表1-3に掲げる定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表1-8又は別表1-9に掲げる定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(エ) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（

木造施設の改築として行う場合) として行う場合には別表 1 - 8 又は別表 1 - 9 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。

イ 1 事業 (施設) 当たり基準単価を適用する場合

(ア) 別表 1 - 1 又は別表 1 - 2 に掲げる 1 事業 (施設) 当たり基準単価を基準額とする。

(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 1 - 3 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

(ウ) 沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) 第 4 条に規定する沖縄振興計画 (以下「沖縄振興計画」という。) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 1 - 4 及び別表 1 - 5 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

(エ) 公害防止対策事業として行う場合には別表 1 - 6 又は別表 1 - 7 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

(オ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設 (木造施設の改築として行う場合) として行う場合には別表 1 - 8 又は別表 1 - 9 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

(カ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設 (木造施設の改築として行う場合) として行う場合には別表 1 - 8 又は別表 1 - 9 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。

ウ 既存施設の一部を解体し撤去する場合

平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005009 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。

エ 都市部等において高層施設を撤去する場合であって、平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005011 号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する施設の解体撤去を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して、保護施設等については 0.08 を乗じて得た額を加算する。

オ 豪雪地帯対策特別措置法 (昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して、保護施設等については 0.08 を乗じて得た額を加算する。

カ 奄美群島振興開発特別措置法 (昭和 29 年法律第 189 号) 第 1 条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和 44 年法律第 79 号) 第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島、離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) に規定する離島に所在する

場合は、上記に定める方法により算定された額に対して、0.08を乗じて得た額を加算する。

- ② 交付要綱の別表4に掲げる施設
厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

(4) 留意事項

- ア 解体撤去工事費には、既存施設の解体に係る経費のほか、解体により発生する廃材の運搬及び処分に要する費用についても含まれるものであること。
- イ 国の補助事業において取得した既存施設に係る財産処分（取りこわしに限る。）の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

3 仮設施設整備工事費

(1) 対象施設

対象となる施設は、解体撤去工事費が補助対象となる施設であって、用地の関係上等特別な事情により仮設施設が真に必要なと認められる施設とする。

(2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の第2の3の表の整備区分欄に掲げる増改築、改築、大規模修繕等又は老朽民間社会福祉施設整備に伴い仮設施設を整備する事業とする。

(3) 基準額の算定

① ②に掲げる施設以外の施設

ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合

(ア) 別表2-1又は別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-8又は別表2-9に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-8又は別表2-9に掲げる定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。

イ 1事業（施設）当たり基準単価を適用する場合

(ア) 別表2-1又は別表2-2に掲げる1事業（施設）当たり基準単価を基準額とする。

(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。

- (ウ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 2 - 4 又は別表 2 - 5 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。
 - (エ) 公害防止対策事業として行う場合には別表 2 - 6 又は別表 2 - 7 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。
 - (オ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 2 - 8 又は別表 2 - 9 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。
 - (カ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 2 - 8 又は別表 2 - 9 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。
- ウ 既存施設の一部を解体し撤去することに伴い仮設施設を整備する場合
平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005009 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。

- ② 交付要綱の別表 4 に掲げる施設
厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

(4) 留意事項

- ア 仮設施設整備工事費には、交付要綱の第 2 の 5 に定める費用を除き、仮設施設の整備に最低限必要なすべての付帯設備に要する費用が含まれるものであること。
- イ 仮設施設の整備については、原則として建物の貸借により行うものとする。
ただし、特別な事情により他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。
- ウ 仮設施設は、改築工事期間の代替施設として一時的に整備する施設であるが、当然のことながらこの間、入所者等の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面にも十分考慮し、施設運営に著しい支障が生じないように配慮すること。
- エ 仮設施設の整備に当たっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。

別表1-1

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		283,000	297,000
更生施設		283,000	297,000
授産施設		129,000	135,000
宿所提供施設		101,000	106,000
社会事業授産施設		129,000	135,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	12,000,000	12,600,000
	通所系 (注1)	6,000,000	6,300,000

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		376,000	394,000
更生施設		376,000	394,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	16,000,000	16,800,000

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		376,000	394,000
更生施設		376,000	394,000
授産施設		171,000	179,000
宿所提供施設		134,000	140,000
社会事業授産施設		171,000	179,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	15,900,000	16,700,000
	通所系 (注1)	7,720,000	8,100,000

(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		14,400,000	15,100,000
障害福祉関係施設	入所系	13,300,000	14,000,000
	通所系	6,600,000	7,000,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		20,200,000	21,200,000
障害福祉関係施設	入所系	17,800,000	18,600,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-6

(公害防止対策事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	12,800,000	13,400,000
	通所系	6,400,000	6,700,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-7

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	17,100,000	17,900,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		315,000	330,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	13,300,000	14,000,000
	通所系 (注1)	6,600,000	7,000,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		418,000	438,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	17,800,000	18,600,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-1

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		516,000	541,000
更生施設		516,000	541,000
授産施設		243,000	255,000
宿所提供施設		195,000	204,000
社会事業授産施設		243,000	255,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	21,900,000	22,900,000
	通所系 (注1)	10,500,000	11,100,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		684,000	718,000
更生施設		684,000	718,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	29,100,000	30,600,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		684,000	718,000
更生施設		684,000	718,000
授産施設		322,000	338,000
宿所提供施設		258,000	270,000
社会事業授産施設		322,000	338,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	29,100,000	30,500,000
	通所系 (注1)	13,800,000	14,500,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		26,200,000	27,500,000
障害福祉関係施設	入所系	24,300,000	25,500,000
	通所系	11,700,000	12,300,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)		37,000,000	38,800,000
障害福祉関係施設	入所系	32,400,000	34,000,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-6

(公害防止対策事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	23,300,000	24,400,000
	通所系	11,200,000	11,800,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-7

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	31,100,000	32,600,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別紙2-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標 準	都 市 部
救護施設		573,000	601,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	24,300,000	25,500,000
	通所系 (注1)	11,700,000	12,300,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別紙2-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標 準	都 市 部
救護施設		760,000	798,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	32,400,000	34,000,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。